

第4期第4回子ども・子育て会議 書面開催による意見及びその回答

No.	報告案件	意見・質問等	区の回答
1	<p>子どもの貧困対策に係る考え方について【子ども・教育政策課】</p>	<p>子どもの貧困実態把握には、当事者による相談・申請ベース、そして民生児童委員の方々の地域活動が基本となっている。地域団体などと連携した把握や支援の拡充はとても重要だと評価する。将来的に行政は、住民税非課税世帯、児童手当・児童扶養手当の未受給者などの情報を持っているので、それらを組み合わせて生活困窮世帯を積極的に発見していく施策にも取り組んでほしい。</p> <p>3(1)学び・体験の支援について、①及び③の内容が小学生以上の子どもに限定されているように見える。乳幼児期からの「学習の機会の確保」についても言及してほしい。乳幼児期の家庭環境における教育的配慮が乏しいケースでは、保育所・幼稚園・認定こども園の補完的役割が期待される。</p> <p>区報などのインフォメーションが充実する中で、それでもまだ届かない場所にどう届けるか、なかなか難しい作業と思われる。またその際、対象となる区民に自覚を促すことも併せて必要になると思う。個々へのアプローチの基準を設けても良いのではないかと。</p> <p>○国は、若者の孤独・孤立対策の一環として、この4月6日に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。国は、大事な具体的支援策として、いくつか挙げている。資料1に盛り込むべき施策として2点提案したい。 一つは、自殺対策である。大綱では、SNS(会員制交流サイト)を活用した相談体制の充実、孤立を防ぐ居場所づくり、自殺の原因に関する調査研究をの実施を盛り込んでいる。 ○二つ目は、ヤングケアラーの問題である。誰にも相談できず、自分の時間が取れない、勉強や進学に支障が出ている子どももいるとのこと。子どもらしい生活が遅れていないことが問題である。子ども食堂や学習支援の場でも子どもの様子をキャッチすることも大事である。 ○子どもの学習支援について ボランティア団体に対して、行政含め各種機関が一体となって支援することが急務であるとする。 ○不登校・ひきこもりについて 区では、スクールソーシャルワーカーを中心とした支援体制があるが、人員体制の充実とスキル向上が急務である。更に民生委員の主任児童委員や社協の福祉何でも相談担当との連携を強化していく必要があると考える。</p> <p>3(1)①について、「子どもが自習できるスペースの確保」は、学校の児童数に対する校舎の広さが異なるため、すでに教室が足りないほどの学校などの通学地域内にある廃校などを積極的に有効活用すべきだと思ふ。経済的貧困でなくても、自習に最適な環境づくりは都会の住宅事情では大抵の家庭が抱える問題であると思うので、「放課後の居場所づくり」の一環として確保に取り組むべきではないかと。現代では貧困と一口に言っても事情や背景に加え、困窮している具体的な問題も多様化しているため、どの事項においても視点が十分でないようにも感じるが、資料全般に多く登場する「包括的」かつ「早期に」という点は貧困についての実態をリサーチした結果に危機感を行政が持たれてのことだと受け止める。居場所のないまま今日、今夜、明日を過ごし大人になっていくことのないように、支援策の具体化とスピード感のある計画を期待する。</p>	<p>子どもの貧困対策に当たっては、支援を必要としている子どもや家庭を早期に発見し、速やかかつ適切な支援につなげることが重要であるところ、行政内部で持つ様々な情報を活用し、連携した支援を行い得るよう、庁内連携体制の強化を図るとともに、行政・地域・民間事業者の連携を強化し、地域全体で貧困対策に取り組んでまいりたい。</p> <p>年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼児教育・保育についても、子どもの貧困対策として必要な教育の支援である。今後、子どもの貧困対策に係る計画の策定に当たっては、ご指摘の点も踏まえて、検討してまいりたい。</p> <p>ご指摘のとおり、貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、支援を利用できる対象であることを認識していない等の状況も見られる。まずは子どもの貧困対策に関する区民の理解促進を図るため、広く普及啓発を行うとともに、具体的な支援に関する情報に関しては、困窮層が多様であることに留意しながら、複数の媒体や多様な言語を用いながら、様々な機会を通じて発信してまいりたい。</p> <p>まず、子どもの貧困対策に係る計画の策定に当たっては、他の個別計画に規定の施策であっても、関連する取組については、幅広く盛り込む方向で検討してまいりたい。 第二に、ヤングケアラーについては、これまで実態把握が十分になされず、支援が必要であっても対策が講じられなかったケースが多くあったが、ご指摘のとおり、早期発見・支援につなげるべき社会的な課題である。学校や関係機関と連携して状況把握に努めるとともに、必要な支援につなげてまいりたい。 第三に、子どもの学習支援については、地域の団体においても積極的に取り組んでいただいているところである。子どもの貧困対策に当たっては、多様な主体の連携・協働が必要であるところ、地域や民間事業者等との連携強化に努めてまいりたい。 最後に、不登校や引きこもりへの支援については、ご指摘のとおり、アウトリーチ支援が重要である。地域や関係機関等と連携し、一層の体制強化に努めて参りたい。</p> <p>貧困対策として、子どもが学習できる場の確保が重要であることはもとより、貧困対策に限らず、子どもたちの自主的・自発的な学習を支援することは必要な取組である。この度、夏休み期間中等に利用できる子ども専用の学習スペースをとりまとめ、児童生徒に対してチラシを配布し、周知を行ったところであり、引き続き、子どもの学習の場の確保に努めてまいりたい。 また、ご指摘のとおり、困窮の要因は様々であり、単に経済的に困窮しているということのみではなく、ひとり一人の抱える課題や背景に配慮しながら取組を進めていくとともに、計画の策定を含め、引き続きスピード感をもって子どもの貧困施策に取り組んでまいりたい。</p>
2	<p>子どもの権利擁護に係る条例の検討について【子ども・教育政策課】</p>	<p>基本的なことであるが、子どもの権利擁護に係る条例が世間的にあまり認識されていない現状がある。本会議の中でも検討していく必要性を感じている。講師を招聘して30分ぐらいお話を聞く機会などがあると良いと考える。</p> <p>子どもそれぞれの望む未来は多様性を帯びているので、平等な権利擁護ではなく、本人が求めるものをしっかり把握して、最適な学び・体験の機会をそれぞれのペースに合わせて提供する必要があると考える。条例が画一的な権利擁護にならないように十分に調査分析する必要があると考える。そのための検討会是有識者の意見に偏らないように様々な立場の方を交えて行う必要があると思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、「子どもの権利」についての国内の認知度は非常に低く、特に大人の認知度が低い状況である。本条例の制定を機に、効果的な周知及び機運の醸成が必要であると考えている。今年度は、講師を招き、区民を対象にした講演会の実施を予定している。</p> <p>ご指摘のとおり、子どもが望む未来は多種多様であるとする。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもやみなさまのご意見を踏まえながら、本条例やそれに基づく子ども施策を検討していきたいと考えている。また、本条例検討に当たっては、幅広い視点でご提案をいただくため、有識者の他に区内で活動する団体や公募区民などで構成する審議会を設置し答申をいただいている。</p>
3	<p>若者施策に係る考え方について【育成活動推進課、子ども・教育政策課】</p>	<p>政府の「こども庁」創設構想とも絡んで、各自治体に「こども会議」を設置するというアイデアが出てきている。若者施策を検討する上で、当事者である若者の意見を聴取する機会を設けることは重要だと考える。ただ、若者の定義を40歳未満のポスト青年期まで広げるとなると、子ども・子育て会議の対象とする18歳未満とはズレが生じるため、年代別に切り分けた方が良いものは別個に取り組む必要があると考える。</p> <p>U18・児童館の閉鎖で、中高生の居場所がどうなっているか気になる。参加人数の少ないハイティーン会議はぜひ見直しをしてほしい。現在、地域ケア会議は高齢者の事例検討が多い。子ども・若者の問題についても協議していきたい。アウトリーチ活動、高齢者に対する支援は区民活動センターのアウトリーチ職員と民生児童委員との連携が取れ、よい関係ができてきている。乳幼児の支援もできるのではないかと。</p> <p>施策の対象幅があまりにも広すぎるため、事業の計画性やスピード感にリアリティを感じられない。13歳から40歳までのそれぞれのステージにおいての「未来」を始め、様々な支援対象事項には関わっていく支援者の数、質、予算なども壮大すぎるように感じる。「居場所」という点でこの施策はとてもよいと思う。実際、他区において、地域でのつながりを具現化するスポットづくりは成功例が多くあるので、見習っていくべきだと思う。</p>	<p>既存の中高生世代対象の意見表明機会の拡充を行う。また、大学生や社会人などを対象とした支援事業充実の必要性は認識しており、大学生以上の世代を対象とした意見聴取機会を検討していきたい。</p> <p>ハイティーン会議の実施については、短期間でのワークショップの実施など、中高生がより参加しやすいよう、今年度より実施内容を工夫したところである。また、地域包括ケアシステムを全世代向けに発展・充実させていくための検討を進めているところである。</p> <p>対象となる世代ごとに必要となる支援等は異なるため、対象ごとの適正な予算規模などは見極めていく必要がある。「居場所」づくりは、他区事例の視察や研究を行い、区としての考え方などをまとめていく。</p>
4	<p>児童福祉審議会設置時期の変更について【児童福祉課、子ども・教育政策課】</p>	<p>児童相談所の一時的預かり機能の中で、不適当な扱いの事例などの報告を聞くことがある。東京都福祉保健局の外部検討委員のような役割をしている職員の充実と検査の備えも立ち上げの機に考えるとよいと思う。</p>	<p>児童相談所の一時的保護所で保護される子どもの権利を擁護するため、第三者委員の設置や第三者評価の実施などについて検討する。</p>